

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、平成 30 年 6 月 14 日に、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・平成 29 年 9 月 30 日（土）をもって休止とする。
期間：平成 29 年 10 月 1 日（日）から平成 30 年 9 月 30 日（日）
 - ・休止期間を延長する。
期間：平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 31 年 9 月 30 日（月）

平成 30 年 6 月 日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会長 大森 宣暁

デマンドタクシーの運行の休止について

① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 二宮神奈中ハイヤー（株）、相模中央交通（株）

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A 地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B 地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行

追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成27年10月1日より開始)

⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の9時から16時30分までとし、利用時刻の30分前までに予約をする。※9時30分発は前日までの予約とする。

⑦運行概要

(1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

(2) 使用する車両

- ・セダンタイプ(乗車定員:5名)
- ・使用台数 27台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員11人未満の車両を使用する必要性
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日(道路運送法第4条を変更する日)

平成29年9月30日(土)をもって休止とする

(平成29年10月1日(日)から平成30年9月30日(日))

休止する期間の延長 平成30年10月1日(月)から平成31年9月30日(月)